

在外被爆者保健医療助成事業のお知らせ

＊ このお知らせは、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルーにお住まいの方々へのものです。

在外被爆者保健医療助成事業につきまして、2011年（1月～12月）申請分から、年間の助成限度額を次のとおり改定することとしましたので、お知らせします。

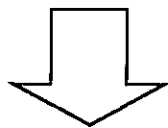
・ 昨年（2010年）の年間助成限度額

① 民間保険に加入している方（保険料の助成）

16万1千円（これを超えることに特に理由がある場合は、17万2千円）

② 民間保険に加入していない方（医療費の助成）

16万1千円（連続して4日間以上入院した場合は、17万2千円）



・ 2011年（1月～12月）申請分の年間助成限度額

① 民間保険に加入している方（保険料の助成）

17万1千円（これを超えることに特に理由がある場合は、18万3千円）

② 民間保険に加入していない方（医療費の助成）

17万1千円（連続して4日間以上入院した場合は、18万3千円）

なお、これまでどおり、保険料と医療費の両方を申請することはできませんので、ご留意願います。

また、2011年分の申請手続の詳細につきましては、改めてお知らせを送付いたします。

このお知らせについてのお問い合わせ先

(1) 厚生労働省健康局総務課

(General Affairs Division, Health Service Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan)

黒木 (Kuroki), 磯崎 (Isozaki)

電話 (telephone) +81-3-5253-1111 (ext.2315, 2318)

ファックス (fax) +81-3-3502-3090

電子メール (e-mail) absengo@mhlw.go.jp

(2) 広島県被爆者支援課

(Atomic Bomb Survivors Support Division, Hiroshima Prefectural Government)

藤原 (Fujiwara)

電話 (telephone) +81-82-513-3109

ファックス (fax) +81-82-228-3277

電子メール (e-mail) fuhibakusya@pref.hiroshima.lg.jp